

# 西郷村地域防災計画

## (風水害等対策編)

(令和6年3月修正)

西郷村防災会議



# 目 次

## 第1章 総 則

第1節 計画の目的及び方針	1
第2節 防災活動目標	4
第3節 調査研究推進体制の充実	5
第4節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務大綱	6
第5節 西郷村の概況	11
第6節 西郷村における災害	12

## 第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実	15
第2節 防災情報通信網の整備	16
第3節 気象観測計画	17
第4節 水害・土砂災害予防対策	18
第5節 火災予防対策	19
第6節 建築物及び文化財災害予防対策	20
第7節 生活関連施設等災害予防対策	21
第8節 緊急輸送路等の指定	22
第9節 避難対策	23
第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	24
第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備対策	25
第12節 防災教育	26
第13節 防災訓練	27
第14節 自主防災組織の整備	28
第15節 要配慮者対策	29
第16節 ボランティアとの連携	30
第17節 危険物等取扱施設災害予防対策	31

## 第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制	33
第2節 災害情報の収集伝達	41
第3節 通信の確保	44
第4節 相互応援協力	45
第5節 災害広報活動	46
第6節 消火活動	47
第7節 救急・救助活動	48
第8節 自衛隊災害派遣	49
第9節 避難対策	50
第10節 医療（助産）救護活動	55
第11節 水防活動	56
第12節 緊急輸送対策	57
第13節 警備活動及び交通規制措置	58
第14節 防疫及び保健衛生対策	59
第15節 廃棄物処理対策	60

第16節 救援対策	61
第17節 被災地の応急対策	62
第18節 行方不明者の捜索、遺体の処理	63
第19節 生活関連施設の応急対策	64
第20節 文教対策	65
第21節 要配慮者対策	66
第22節 ボランティアとの連携	67
第23節 雪害対策	68
第24節 災害救助法の適用等	70
第4章 災害復旧計画	
第1節 施設の復旧対策	71
第2節 被災地の生活安定	72
第5章 大規模事故対策計画	
第1節 総則	73
第2節 航空災害対策計画	74
第3節 鉄道災害対策計画	76
第4節 道路災害対策計画	78
第5節 危険物等災害対策計画	80
第6節 大規模な火事災害対策計画	82
第7節 林野火災対策計画	84
第8節 原子力施設事故対策計画	86
第6章 火山災害対策計画	
第1節 総則	89
第2節 火山災害予防計画	91
第3節 火山災害応急対策	92

# 第1章 総則



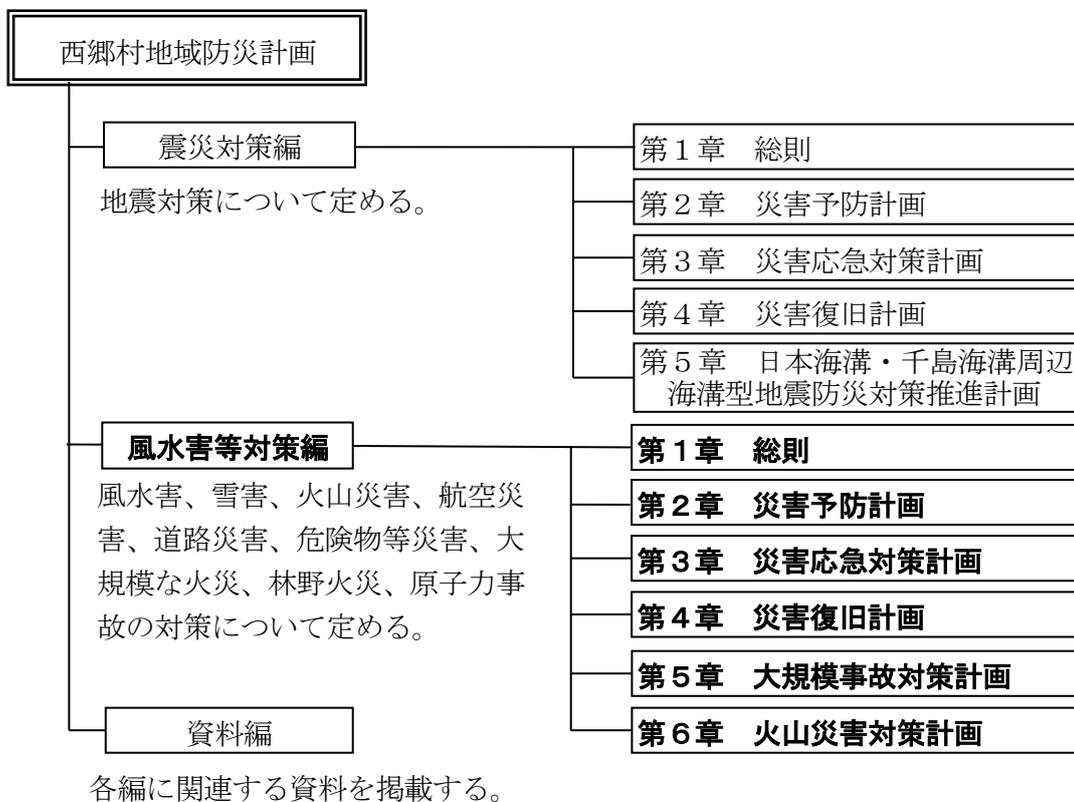
# 第1節 計画の目的及び方針

## 第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西郷村防災会議が作成する計画であり、県、村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2 計画の構成

本計画は、次の各編で構成する。本編は、風水害等対策編である。



## 第3 計画の基本方針

本計画は、防災に関し関係機関を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備推進を図るものであるが、計画の樹立及びその推進にあたっては、次の事項を基本とする。

### 1 防災事業の推進

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、効果的な防災事業の推進を図る。

## 2 広域連携による災害対応力の強化

大規模災害が発生した場合は、迅速かつ的確な広域的な応援活動が必要となる。そのため、村及び防災関係機関は、相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

## 3 自助・共助・公助による防災力の向上

大規模災害に対しては、村、県及び国による「公助」のみで対応することは困難である。そのため、自らの命は自ら守る「自助」、自分たちの地域は地域のみんで守る「共助」と連携を図り、防災力を向上させる。

特に、「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、村民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、地域での自主的な防災活動に参加する。

## 4 多様性への配慮

大規模災害においては、避難生活、物資の供給等において、高齢者、障がい者、女性、妊産婦、乳幼児等、様々な方々への配慮が必要となる。

そのため、男女共同参画のみならず、多種多様な方々の参画により、被災者のニーズに配慮した災害対策を進める。

## 5 新型コロナウイルス等感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる関係者の感染症対策の徹底、避難所における避難者の過密抑制等、新たな感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

## 6 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風等の風水害は、ある程度、事態の推移を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。そのため、「自助」の意識及び地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して、水害による死者をゼロにすることを目指す。

# 第4 計画の推進及び修正

---

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

# 第5 他計画との関係

---

本計画は、村の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、関連づけて作成しなければならない。

# 第6 計画の周知徹底

---

防災関係機関は、平素から防災に関する教育及び訓練を実施し、各種広報媒体を利用する等あらゆる機会をとらえ、この計画の習熟及び周知徹底を図る。

## 1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施する。

## 2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識向上のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図る。

## 第2節 防災活動目標

風水害、火山災害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

災害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

活動区分	活動目標
直前対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害直前活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報、警報等の伝達</li> <li>・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施</li> </ul> </li> </ul>
緊急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初動体制の確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策活動要員の確保（非常参集）</li> <li>・対策活動空間と資機材の確保</li> <li>・被災情報の収集・解析・対応</li> </ul> </li> <li>■生命・安全の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開</li> <li>・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行</li> <li>・給食、給水の実施</li> <li>・道路啓開、治安維持に関する対策</li> <li>・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策</li> </ul> </li> </ul>
応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被災者の生活の安定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復</li> <li>・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> <li>・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復</li> <li>・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復</li> </ul> </li> </ul>
復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・生活の回復               <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者のケア</li> <li>・災害廃棄物の撤去</li> <li>・都市環境の回復</li> <li>・生活の再建</li> </ul> </li> </ul>
復興対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・生活の再建・強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・教訓の整理</li> <li>・都市復興計画の推進</li> <li>・都市機能の回復・強化</li> </ul> </li> </ul>

## 第3節 調査研究推進体制の充実

### 第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

---

風水害等及び地震被害の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に則して的確に把握するための防災アセスメントを行う。

また、地域住民の適切な避難誘導や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

### 第2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

---

災害対策を効果的に推進するためには、西郷村の自然環境及び社会特性を把握するとともに、村は様々な災害の詳細情報を地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

### 第3 自主防災組織等地域における取り組み

---

過去の大規模災害では、行政による応急活動の時間的及び避難施設の限界が明らかとなり、地域住民による自主防災力の重要性が認識された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする要配慮者の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、地域住民で自主防災組織を形成し、自らの手で地域の防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

## 第4節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務大綱

### 第1 防災関係機関の実施責任

#### 1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 県

西郷村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を円滑に行えるように協力する。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、西郷村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、西郷村、その他関係機関の防災活動に協力する。

### 第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 村

機関名称	事務又は業務の大綱
村	① 防災組織の整備及び育成指導 ② 防災知識の普及及び教育 ③ 防災訓練の実施 ④ 防災施設の整備 ⑤ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 ⑥ 消防活動その他の応急措置 ⑦ 避難対策 ⑧ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ⑨ 被災者に対する救助及び救護の実施 ⑩ 保健衛生 ⑪ 文教対策

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑫ 被災施設の災害復旧</li> <li>⑬ その他の災害応急対策</li> <li>⑭ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</li> </ul>
白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 火災の予防</li> <li>② 災害の警戒</li> <li>③ 災害の防御</li> <li>④ 危険物の安全及び規制</li> <li>⑤ 救急、救助</li> <li>⑥ 災害情報の収集</li> <li>⑦ 自主防災組織の育成</li> <li>⑧ 防災思想の普及</li> <li>⑨ 災害応急対策</li> </ul>
白河地方広域市町村圏整備組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時のし尿処理及び廃棄物処理</li> </ul>

## 2 県

機関名称	事務又は業務の大綱
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災組織の整備</li> <li>② 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</li> <li>③ 防災知識の普及及び教育</li> <li>④ 防災訓練の実施</li> <li>⑤ 防災施設の整備</li> <li>⑥ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備</li> <li>⑦ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>⑧ 緊急輸送の確保</li> <li>⑨ 交通規制、その他社会秩序の維持</li> <li>⑩ 保健衛生</li> <li>⑪ 文教対策</li> <li>⑫ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援</li> <li>⑬ 災害救助法に基づく被災者の救助</li> <li>⑭ 被災施設の復旧</li> <li>⑮ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</li> </ul>

## 3 指定地方行政機関

機関名称	事務又は業務の大綱
福島労働局（白河労働基準監督署）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 工場事業場における労働災害の防止対策</li> </ul>
東北農政局（福島県拠点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成</li> <li>② 農業関係被害情報の収集報告</li> <li>③ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導</li> <li>④ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導</li> <li>⑤ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付</li> <li>⑥ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策</li> </ul>

	⑦ 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
関東森林管理局（福島森林管理署白河支署）	① 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成 ② 災害復旧用材（国有林材）の供給
東北地方整備局 （郡山国道事務所、福島河川国道事務所）	① 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 ② 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ③ 洪水予警報等の発表及び伝達 ④ 水防活動の指導 ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保 ⑥ 被災直轄公共土木施設の復旧 ⑦ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
東北地方測量部	① 防災関連情報及び地理空間情報の収集・提供 ② 測量等の実施及び測量結果の提供
仙台管区气象台（福島地方气象台）	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び、発表 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ④ 県及び市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
東北地方環境事務所	① 環境モニタリングの実施・支援 ② 環境関連公共施設の整備及び維持管理 ③ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 ④ 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 ⑤ 愛玩動物の救護活動状況の把握・関係機関との連絡調整・支援要請等、救護支援

#### 4 自衛隊

機関名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊郡山駐屯部隊	① 県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力

#### 5 指定公共機関

機関名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社	① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
日本赤十字社（福島県支部）	① 医療、助産等救護の実施 ② 義援金の募集 ③ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会（福島放送局）	① 気象・災害情報等の放送 ② 県民に対する防災知識の普及

第4節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務大綱

東日本高速道路株式会社 (東北支社福島管理事務所)	① 道路の耐災整備 ② 災害時の応急復旧 ③ 道路の災害復旧
鉄道事業者(東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)	① 鉄道施設等の整備及び防災管理 ② 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力 ③ 災害時における応急輸送対策 ④ 被災鉄道施設の復旧
通信事業者(東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社)	① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 ③ 被災電気通信施設の復旧
運輸業者(日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社)	① 災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力
電力事業者(東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社)	① 電力供給施設の整備及び防災管理 ② 災害時における電力供給の確保及び危険予防措置 ③ 被災電力施設の復旧

6 指定地方公共機関

機関名称	事務又は業務の大綱
バス機関(公益社団法人福島県バス協会、福島交通株式会社)	① 被災地の人員輸送の確保 ② 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
放送機関(福島テレビ株式会社、株式会社福島中央テレビ、株式会社福島放送、株式会社テレビユー福島、株式会社ラジオ福島、株式会社エフエム福島)	① 気象(津波)予報、警報等の放送 ② 災害状況及び災害対策に関する放送 ③ 放送施設の保安 ④ 住民に対する防災知識の普及
新聞社(株式会社福島民報社白河支社、福島民友新聞社株式会社白河支社)	① 災害状況及び災害対策に関する報道
運輸業者(公益社団法人福島県トラック協会)	① 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
一般社団法人福島県医師会、公益社団法人福島県歯科医師会、一般社団法人福島県薬剤師会、公益社団法人福島県看護協会、公益社	① 医療助産等救護活動の実施 ② 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 ③ 防疫その他保健衛生活動の協力

団法人福島県放射線技師会	
一般社団法人福島県LPガス協会（白河支部）	① 災害時におけるLPガスの安全対策の実施
社会福祉法人福島県社会福祉協議会	① ボランティアの受け入れ ② 生活福祉資金の貸付

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名称	事務又は業務の大綱
夢みなみ農業協同組合	① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 農業生産資材及び農家生活資材の確保あつせん ④ 被災組合員に対する融資のあつせん
西白河地方森林組合	① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ② 被災組合員に対する融資のあつせん
西郷村商工会	① 村が行う商工関係の被害状況調査及び応急対策への協力 ② 災害時における物価安定についての協力 ③ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
西郷村建設業組合	① 道路・河川等の公共土木施設の応急対策の協力 ② その他災害時における復旧活動の協力
医療施設の管理者	① 災害時における病人等の収容及び保護 ② 災害時における被災負傷者の治療救護
社会福祉施設の管理者	① 避難施設の整備及び避難訓練の実施 ② 災害時における入所者の保護及び誘導
西郷村社会福祉協議会	① ボランティアの受け入れ ② 要配慮者の避難及び救護の協力
西郷村土地改良区	① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ② 水門、水路、ため池等の施設の防災管理
金融機関	① 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
学校法人	① 避難施設の整備及び避難訓練 ② 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
大型運搬車両保有者	① 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送手段の協力
ガス供給事業者	① 安全管理の徹底 ② ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
燃料供給業者（福島県石油業協同組合、福島県石油商業組合）	① 施設の安全管理 ② 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給
危険物等取扱施設管理者	① 安全管理の徹底 ② 防護施設の整備 ③ 災害応急対策及びその他の復旧対策の確立
LPガス関係（LPガス販売業者）	① 安全管理の徹底 ② ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

## 第5節 西郷村の概況

### 第1 自然的条件

---

震災対策編 第1章 第5節 第1を準用する。

### 第2 社会的条件

---

震災対策編 第1章 第5節 第2を準用する。

### 第3 社会的災害要因の変化

---

震災対策編 第1章 第5節 第3を準用する。

## 第6節 西郷村における災害

### 第1 風水害等の履歴

これまでに本村で発生した風水害は、次のとおりである。

特に、平成10年8月に発生した集中豪雨では、8月26日夜半からの雨が31日までに、真船観測所では総雨量1,268mmを記録し、河川の氾濫、橋りょうの流失、山腹の崩壊等により甚大な被害が発生した。

〈風水害等の履歴〉

発生年月	災害種別	災害状況
明治23年8月(1890)	水害	大洪水阿武隈川氾濫、堤防破壊、橋りょう崩落等
昭和13年9月(1938)	水害	大洪水阿武隈川氾濫、水稻流失80町歩、冠水600町歩
平成10年8月(1998)	集中豪雨	26日から31日にかけて、前線が本州付近に停滞した。日本の東の高気圧と日本の南の台風から前線に向かって暖湿気流が流入したため、北日本から東日本にかけて断続的に大雨が降った。特に、26日夜から27日朝にかけて、栃木県と福島県県境付近を中心に豪雨となった。栃木県、福島県を中心に、広い範囲で土砂災害や浸水害が発生した。 人的被害：死者7人、重傷者5人、軽傷者2人 建物被害：全壊13棟、半壊12棟、一部損壊2棟、床上浸水76棟、床下浸水404棟 被害額：約37億62百万円
令和元年10月(2019)	水害 (台風19号)	南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進み、次第に進路を北に変え、大型で強い勢力で10月12日に伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日に日本の東で温帯低気圧に変わった。 静岡県、関東、甲信、新潟県、東北地方等で記録的な大雨となり、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生した。 村の被害状況は、次のとおりである。 人的被害：なし 建物被害：床上浸水2件、床下浸水24件 その他被害：道路52件、河川5件、水路90件、農地76件、通行止め8箇所 また、12箇所の避難所を開設し、避難者は108人であった。

「あれから10年…8・27災害を忘れない」(西郷村役場生活住民課)等による。

### 第2 風水害等の想定

#### 1 洪水

県は、水防法に基づき、阿武隈川、堀川及び谷津田川において、想定し得る最大規模の降雨

により河川が氾濫した場合の浸水区域を調査し、洪水浸水想定区域図を作成している。

村は、この浸水想定区域を「西郷村総合防災マップ」（令和3年8月）に示し公表している。このマップに示された浸水想定区域を計画の前提とする。

## 2 土砂災害

県は、土砂災害防止法に基づき、土石流、地すべり及び急傾斜の崩壊が想定され、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定している。

村は、当該警戒区域を「西郷村総合防災マップ」（令和3年8月）に示し公表している。このマップに示された区域での土砂災害の発生を計画の前提とする。

## 3 事故災害

航空機の墜落、鉄道事故、道路での大規模集団事故、危険物等の爆発炎上、大規模火災、林野火災、原子力施設事故等、生命・身体、住民生活等に影響のある事故発生を計画の前提とする。

## 4 火山災害

那須岳において噴火活動の活発化により、入山規制及び交通規制の実施、さらに、降灰等の影響が発生することを前提とする。

なお、火山災害についての詳細は、「那須火山が活発化した場合の避難計画」（那須火山防災協議会）によるものとする。

## 5 雪害

大雪による道路交通の停止、停電等の社会生活への影響の発生を前提とする。



## 第2章 災害予防計画



## 第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援を含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 西郷村の防災組織	各課	
第2 自主防災組織	防災課	
第3 応援協力体制の整備	防災課	
第4 その他の防災組織		

### 第1 西郷村の防災組織

---

震災対策編 第2章 第1節 第1を準用する。

### 第2 自主防災組織

---

震災対策編 第2章 第1節 第2を準用する。

### 第3 応援協力体制の整備

---

震災対策編 第2章 第1節 第3を準用する。

### 第4 その他の防災組織

---

震災対策編 第2章 第1節 第4を準用する。

## 第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、村及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、以下のような安全対策を講ずる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 通信設備の整備	防災課	
第2 その他通信網の整備活用	企画政策課	

### 第1 通信設備の整備

---

震災対策編 第2章 第2節 第1を準用する。

### 第2 その他通信網の整備活用

---

震災対策編 第2章 第2節 第2を準用する。

## 第3節 気象観測計画

気象台、県、国土交通省等が雨量計、水位計等を設置しており、県総合情報ネットワークにより村に伝達される。このデータに基づいて初動体制の確立を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 気象等観測施設網	防災課	

### 第1 気象等観測施設網

#### 1 雨量観測施設

現在、西郷村は「真船観測所」、「堀川ダム管理所」、「西郷村役場」、「太陽の国雨量」の観測所データにより、災害に備えている。

#### 2 水位観測施設

現在、西郷村には2箇所の水位標を整備し、災害に備えている。

#### 3 気象情報伝送処理システム

県は下記の気象、地象及び水象情報を福島地方気象台から提供を受け、県総合情報通信ネットワークを通じ、村に伝達している。

- (1) 気象に関する特別警報
- (2) 気象及び洪水に関する警報及び注意報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 指定河川洪水予報
- (5) 気象情報
- (6) 地震に関する情報
- (7) 噴火警報等
- (8) 気象通報

#### 4 事業計画

村は、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努める。

## 第4節 水害・土砂災害予防対策

平成10年8月に発生した集中豪雨でも人的被害や浸水被害等大きな被害がでていたため、総合的な水害防止対策を推進する。

また、大雪、なだれ等による被害から、交通、通信及び電力等の生活関連施設を確保し、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、雪害対策を講じる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 水害予防対策	防災課、建設課、上下水道課	県南建設事務所、西郷村土地改良区、小田倉水利組合
第2 土砂災害予防対策	防災課、産業振興課、建設課	県南建設事務所、県南農林事務所
第3 雪害予防対策	防災課、建設課	県南建設事務所

### 第1 水害予防対策

#### 1 河川整備

##### (1) 県管理河川

県は、流域全体の治水安全度を高めるため、河川改修等の整備を進める。

##### (2) 村管理河川

村は、大河川の整備と整合を図りながら、小河川の整備及び適切な維持管理に努める。

#### 2 ため池対策

村、西郷村土地改良区、小田倉水利組合等の管理者は、既設ダム（ため池）の補修及び排水路等の改修を推進するとともに、施設の維持、管理体制の強化を図る。

また、県は、防災重点農業用ため池を指定し、村は、決壊した場合の浸水区域を「ため池ハザードマップ」として公表する。

#### 3 下水道対策

村では、将来市街化が予想される地域について、白河市と本村が1つの処理区として公共下水道、農業集落排水の整備を進めている。

村は、住民生活を都市災害から守り、健全で文化的な生活を確保するために、現在、進めている下水道整備の速やかな共用開始を図るとともに、施設の維持管理体制の強化を図る。

#### 4 洪水ハザードマップ等の周知

村は、浸水想定区域を示した「西郷村総合防災マップ」（令和3年8月）を作成しており、これを活用して、浸水想定区域、避難場所等について住民に周知を図る。

### 第2 土砂災害予防対策

震災対策編 第2章 第8節を準用する。

### 第3 雪害予防対策

震災対策編 第2章 第10節を準用する。

## 第5節 火災予防対策

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 出火防止対策	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第2 初期消火体制の整備	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第3 火災拡大要因の除去計画	建設課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第5 消防水利等の整備拡充等	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第6 救助体制の整備	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）

### 第1 出火防止対策

---

震災対策編 第2章 第9節 第1を準用する。

### 第2 初期消火体制の整備

---

震災対策編 第2章 第9節 第2を準用する。

### 第3 火災拡大要因の除去計画

---

震災対策編 第2章 第9節 第3を準用する。

### 第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

---

震災対策編 第2章 第9節 第4を準用する。

### 第5 消防水利等の整備拡充等

---

震災対策編 第2章 第9節 第5を準用する。

### 第6 救助体制の整備

---

震災対策編 第2章 第9節 第6を準用する。

## 第6節 建築物及び文化財災害予防対策

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 不燃化建築物の促進	建設課	県南建設事務所
第2 文化財災害予防対策	生涯学習課	

### 第1 不燃化建築物の促進

震災対策編 第2章 第4節 第1を準用する。

### 第2 文化財災害予防対策

#### 1 文化財保護思想の普及啓発

村民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、村及び村教育委員会は県と協力し、文化財保護強化週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、村民の防火・防災意識を啓発する。

#### 2 防火設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

#### 3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

#### 4 予防査察の徹底

消防本部は、県・村・村教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

#### 5 訓練の実施

県・村・村教育委員会、消防本部及び文化財所有者・管理者等は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を実施する。

## 第7節 生活関連施設等災害予防対策

電気施設及びガス施設の被害を軽減するため、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止するため、予防措置を講ずる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 電力施設災害予防対策	防災課	東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)
第2 LPガス災害予防対策	防災課	(一社)福島県LPガス協会、LPガス事業者
第3 電気通信施設災害予防対策	防災課	東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
第4 鉄道災害予防対策	防災課	東日本旅客鉄道(株)

### 第1 電力施設災害予防対策

---

震災対策編 第2章 第5節 第3を準用する。

### 第2 LPガス災害予防対策

---

震災対策編 第2章 第5節 第4を準用する。

### 第3 電気通信施設災害予防対策

---

震災対策編 第2章 第5節 第5を準用する。

### 第4 鉄道災害予防対策

---

震災対策編 第2章 第5節 第6を準用する。

## 第8節 緊急輸送路等の指定

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 緊急輸送路等の指定	建設課	県、郡山国道事務所
第2 緊急通行車両の確保	防災課	白河警察署

### 第1 緊急輸送路等の指定

---

震災対策編 第2章 第11節 第1を準用する。

### 第2 緊急通行車両の確保

---

震災対策編 第2章 第11節 第2を準用する。

## 第9節 避難対策

浸水や土砂災害では、迅速に安全な場所に避難することが人命を守る上で重要となるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 避難計画の策定	防災課	
第2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	防災課、福祉課、健康推進課	
第3 避難路の選定	防災課	
第4 避難場所等の周知	防災課	
第5 学校、病院等における避難計画の策定	総務課、福祉課、学校教育課	
第6 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	総務課	

### 第1 避難計画の策定

---

震災対策編 第2章 第12節 第1を準用する。

### 第2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

---

震災対策編 第2章 第12節 第2を準用する。

### 第3 避難路の選定

---

震災対策編 第2章 第12節 第3を準用する。

### 第4 避難場所等の周知

---

震災対策編 第2章 第12節 第4を準用する。

### 第5 学校、病院等における避難計画の策定

---

震災対策編 第2章 第12節 第5を準用する。

### 第6 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

---

震災対策編 第2章 第12節 第6を準用する。

## 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的なあるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも予想される。そのため、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 医療（助産）救護体制の整備	防災課、健康推進課	
第2 防疫対策	健康推進課	
第3 応援医療体制の整備	健康推進課	

### 第1 医療（助産）救護体制の整備

---

震災対策編 第2章 第13節 第1を準用する。

### 第2 防疫対策

---

震災対策編 第2章 第13節 第2を準用する。

### 第3 応援医療体制の整備

---

震災対策編 第2章 第13節 第3を準用する。

## 第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備対策

住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。また、住民は最低3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておく。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 食料、生活物資等の調達及び確保	防災課	
第2 防災用資機材等の整備	防災課	
第3 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立	環境保全課	
第4 罹災証明発行体制の整備	防災課、税務課	

### 第1 食料、生活物資等の調達及び確保

---

震災対策編 第2章 第14節 第1を準用する。

### 第2 防災用資機材等の整備

---

震災対策編 第2章 第14節 第2を準用する。

### 第3 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

---

震災対策編 第2章 第14節 第3を準用する。

### 第4 罹災証明発行体制の整備

---

震災対策編 第2章 第14節 第4を準用する。

## 第12節 防災教育

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、村及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の啓発に努める必要がある。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 住民に対する防災教育	防災課	
第2 防災上重要な施設における防災教育	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第3 防災対策要員に対する防災教育	防災課	
第4 学校における防災教育	学校教育課	
第5 災害教訓の伝承	防災課	

### 第1 住民に対する防災教育

---

震災対策編 第2章 第15節 第1を準用する。

### 第2 防災上重要な施設における防災教育

---

震災対策編 第2章 第15節 第2を準用する。

### 第3 防災対策要員に対する防災教育

---

震災対策編 第2章 第15節 第3を準用する。

### 第4 学校における防災教育

---

震災対策編 第2章 第15節 第4を準用する。

### 第5 災害教訓の伝承

---

震災対策編 第2章 第15節 第5を準用する。

## 第13節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、村は災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の参加についても配慮する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 総合防災訓練	防災課	
第2 個別訓練	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）

### 第1 総合防災訓練

---

震災対策編 第2章 第16節 第1を準用する。

### 第2 個別訓練

---

震災対策編 第2章 第16節 第2を準用する。

## 第14節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、村及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が、「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識のもとに、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 自主防災組織の育成指導	防災課	
第2 自主防災組織の活動	防災課	
第3 企業防災の促進	防災課	

### 第1 自主防災組織の育成指導

---

震災対策編 第2章 第17節 第1を準用する。

### 第2 自主防災組織の活動

---

震災対策編 第2章 第17節 第2を準用する。

### 第3 企業防災の促進

---

震災対策編 第2章 第17節 第3を準用する。

## 第15節 要配慮者対策

災害において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等の災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

さらに、村は四季を通じて観光客も多く訪れ、その中にもこれらの人々が存在することが予想される。こうした状況を踏まえ、平常時から要配慮者に対する防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要である。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 避難行動要支援者の支援体制	福祉課、健康推進課	西郷村社会福祉協議会、西郷村民生委員協議会、西郷村行政区長会
第2 社会福祉施設における対策		社会福祉施設等
第3 在宅要配慮者に対する対策	福祉課、健康推進課	西郷村民生委員協議会
第4 外国人に対する防災対策	企画財政課、防災課	

### 第1 避難行動要支援者の支援体制

震災対策編 第2章 第18節 第1を準用する。

### 第2 社会福祉施設における対策

震災対策編 第2章 第18節 第2を準用する。

### 第3 在宅要配慮者に対する対策

震災対策編 第2章 第18節 第3を準用する。

### 第4 外国人に対する防災対策

震災対策編 第2章 第18節 第4を準用する。

## 第16節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時には、村内外から多くのボランティアの申し入れがあり、これらの力を活用するために、受け入れ、調整を行うための体制が必要となる。村及び関係機関は、ボランティア活動が円滑かつ的確に行える体制を整備する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 ボランティア団体等の把握、登録	防災課、福祉課	西郷村社会福祉協議会
第2 ボランティアの受入体制の整備	防災課、福祉課	西郷村社会福祉協議会

### 第1 ボランティア団体等の把握、登録

---

震災対策編 第2章 第19節 第1を準用する。

### 第2 ボランティアの受入体制の整備

---

震災対策編 第2章 第19節 第2を準用する。

## 第17節 危険物等取扱施設災害予防対策

大規模災害時における危険物等貯蔵施設に係る危険物災害や毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設自体の設備強化を向上させるとともに、危険物等貯蔵施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 危険物施設災害予防対策	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第2 火薬類施設災害予防対策		県南地方振興局

### 第1 危険物施設災害予防対策

---

震災対策編 第2章 第20節 第1を準用する。

### 第2 火薬類施設災害予防対策

---

震災対策編 第2章 第20節 第2を準用する。



## 第3章 災害応急対策計画



## 第1節 応急活動体制

村内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

### 第1 西郷村災害対策本部

---

#### 1 災害対策本部の設置

##### (1) 災害対策本部の設置基準

村長は、災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、次の基準により必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づいて西郷村災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

〈災害対策本部設置基準（一般災害）〉

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。</li><li>② 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。</li><li>③ 災害救助法が適用される災害が発生したとき。</li></ul> |
|--|

##### (2) 本部の設置場所

本部の設置場所は原則として、村長室又は第一会議室とする。ただし、当該室に本部の設置が不可能な場合は、村内の設置可能な施設とする。

##### (3) 設置の通報先

村長は、本部を設置した時は、県（県南地方振興局）・隣接市町村・村指定公共機関等へ通報する。

##### (4) 村長不在時の対応

村長の不在の場合は、副村長、総務課長の順に判断者となる。

##### (5) 国及び県との連携

国、県において災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

##### (6) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が発生した場所において、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、名称、組織、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

なお、現地本部の組織、事務分掌等は、その都度本部長が定める。

##### (7) 関係機関からの連絡員の受け入れ

本部長は、必要に応じて、関係機関連絡室を設置し、関係機関に連絡員の派遣を要請する。

#### 2 災害対策本部の組織

##### (1) 本部長、副本部長、本部員

それぞれの役割は、次のとおりである。

〈本部長、副本部長、本部員の役割〉

本部設置時の職名	平常時の職名	主な役割
本部長	村長	① 防災会議、対策会議の議長となること。 ② 避難指示・警戒区域の指定を行うこと。 ③ 村民向け緊急声明を發表すること。 ④ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、村民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと。 ⑤ その他本部が行う応急・復旧対策実施上重要事項について基本方針を決定すること。 ⑥ 本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること。
副本部長	副村長 教育長 消防団長	① 本部長が不在等の非常時において、本部長の職務を代理すること（順位は左記の順とする）。 ② 情報を掌握し本部長に対し状況報告、助言を行うこと。 ③ 各部間の所掌事務及び職員の配備の調整を行うこと。
本部員	本部組織 図参照	① 部長として、担当部の職員を指揮監督すること。 ② 本部長、副本部長が不在等の非常時において、本部長、副本部長を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める。 ③ 担当部の職員・資器材等の過不足調整、休養交替調整等を行うこと。

(2) 本部員会議

災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部員会議を招集する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。

(3) 本部員会議事務局

本部員会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部員会議事務局を置く。本部員会議事務局は、防災課で構成し、事務局長は防災課長とする。

(4) 連絡員（調整所）

連絡員は、本部員会議での決定事項、各種情報等を部に伝達する。

また、災害対策の実施において、関係する部の連絡員と手順、役割分担等の協議、情報共有、調整等の役割を行う。

(5) 西郷村災害対策本部（各部）事務分掌

西郷村災害対策本部（各部）事務分掌は次のとおりとする。

なお、災害の態様、状況に応じて、事務分掌に関わらず本部長の命ずるところにより他部の行う事項について応援する。

〈西郷村災害対策本部組織図〉



〈災害対策本部事務分掌〉

部	所属課	事務分掌
総務部	総務課 防災課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の運営に関すること。</li> <li>2 本部長の指示に関すること。</li> <li>3 避難情報の発令、防災情報の伝達等に関すること。</li> <li>4 国・県・防災関係機関等との連絡調整、報告等に関すること。</li> <li>5 国・自衛隊・県・市町村等への要請に関すること。</li> <li>6 水防活動に関すること。</li> <li>7 災害救助法に関すること。</li> <li>8 災害広報に関すること。</li> <li>9 災害記録の収集及び整理に関すること。</li> <li>10 本部長の秘書に関すること。</li> <li>11 視察者、見舞者等の対応に関すること。</li> <li>12 職員の動員及び配置に関すること。</li> <li>13 職員の安否確認に関すること。</li> <li>14 災害対策要員の装備、食料支給等の支援に関すること。</li> <li>15 受援に関すること。</li> </ol>
企画部	企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集及び整理に関すること。</li> <li>2 安否情報に関すること。</li> <li>3 行方不明者に関すること。</li> <li>4 災害復興計画に関すること。</li> <li>5 国・県との調整に関すること。</li> </ol>
財政部	財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策費の予算措置に関すること。</li> <li>2 庁舎機能の確保に関すること。</li> <li>3 車両及び燃料の確保に関すること。</li> <li>4 村有財産の被害調査に関すること。</li> </ol>
税務部	税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家の被害認定調査に関すること。</li> <li>2 罹災証明及び被災証明の発行に関すること。</li> <li>3 税の減免等の措置に関すること。</li> </ol>
住民生活部	住民生活部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害相談に関すること。</li> <li>2 被災者生活支援に関すること。</li> <li>3 被災者台帳に関すること。</li> <li>4 遺体の安置及び埋葬に関すること。</li> </ol>
福祉健康部	福祉課 健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者の避難支援に関すること。</li> <li>2 要配慮者の生活支援に関すること。</li> <li>3 社会福祉施設の支援に関すること。</li> <li>4 ボランティアに関すること。</li> <li>5 園児の安全確保に関すること。</li> <li>6 応急保育に関すること。</li> <li>7 応急医療及び助産に関すること。</li> <li>8 被災者の保健衛生活動に関すること。</li> <li>9 防疫に関すること。</li> </ol>

環境保全部	環境保全課	1 災害廃棄物の処理に関する事 2 環境対策に関する事 3 ペット対策に関する事
産業振興部	産業振興課 農業委員会事務局	1 食料、生活必需品の調達、受け入れ及び供給に関する事 2 農林畜産関係の被害調査、応急措置及び復旧に関する事 3 商工関係の被害調査、応急措置及び復旧に関する事 4 事業者の支援に関する事 5 観光施設との連絡及び観光客の保護等に関する事
建設部	建設課	1 土木・都市施設の被害調査、応急措置及び復旧に関する事 2 障害物の除去に関する事 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 宅地の危険度判定に関する事 5 住宅の応急修理に関する事 6 応急仮設住宅に関する事 7 村有施設の応急営繕に関する事
上下水道部	上下水道課	1 水道施設、下水道施設・集落排水施設の被害調査、応急措置及び復旧に関する事 2 給水に関する事
出納部	出納室	1 災害応急対策経費の出納に関する事 2 義援金、見舞金等に関する事
教育部	学校教育課 生涯学習課	1 教育施設の被害調査、応急措置及び復旧に関する事 2 園児・児童・生徒の安全確保に関する事 3 応急教育に関する事 4 文化財の被害調査、応急措置及び復旧に関する事 5 避難所の開設、運営の統括に関する事
共通		1 他部の応援に関する事 2 本部長の特命事項に関する事 3 避難所の開設、運営及び要員配置に関する事（部ごとに担当する避難所を指定） 4 所管施設の被害調査及び復旧に関する事

### 3 災害対策本部の運営

#### (1) 本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。本部員会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

〈本部員会議の協議事項〉

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難の指示等、警戒区域の指定に関する事。</li> <li>② 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止に関する事。</li> <li>③ 自衛隊、福島県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事。</li> <li>④ 災害救助法の適用に関する事。</li> <li>⑤ 激甚災害の指定に関する事。</li> <li>⑥ 災害対策に要する予算及び資金に関する事。</li> </ul> |
|---|

- ⑦ 国、県等への要望及び陳情等に関すること。
- ⑧ その他災害対策の重要事項に関すること。

(2) 通信手段の確保

村は、有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

(3) 自家発電設備の確保

村は、停電に備え自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のため必要な措置を講ずる。

**4 災害対策本部解散**

村長は、災害の危険がなくなった時、又は災害発生後における災害応急対策が概ね完了した時は、本部を解散する。解散した場合の通知先は、設置時と同様とする。

## 第2 動員配備体制

### 1 配備基準

#### (1) 災害対策本部設置前

種別	配備体制	配備時期
事前 配備	防災担当職員が情報収集を行う体制とする。	① 早期注意情報（警報級の可能性）が発表された場合で、防災担当課長が必要と認めたとき。 ② 大規模事故が発生したとき（直接即報基準に該当する事故）。
配備 検討 会議	防災担当課長、関係課長により配備体制及び対策を検討する。会議は防災担当課長が招集する。	① 次の気象警報が発表され、防災担当課長が必要と認めたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 ・大雪警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ② 数日以内に台風接近等による暴風雨が予想され、防災担当課長が必要と認めたとき。 ③ 大規模事故が発生し、各部長が必要と認めたとき。 ④ 噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが2（火口周辺規制）又は3（入山規制）に引き上げられたとき。
各課 対応	局地的な応急措置、事前準備について、各課で対応する体制（全庁的な体制を必要としない体制）とする。	配備検討会議で決定
警戒 配備	事前避難のための避難場所の開設、情報収集及び連絡活動のため、関係各課の所要の人員をもってあたる体制とする。 配備要員：関係課の少数の人員 責任者：防災担当課長	配備検討会議で決定 【目安】 ① 気象警報が発表され、大雨、浸水等が予想される時（事前避難を行うとき）。 ② 那須岳に火山警報が発表されたとき（レベル4：避難準備）。 ③ 大規模事故が発生し行政での対応が必要なとき。 ④ その他特に村長が必要と認めたとき。

#### (2) 災害対策本部設置後

種別	配備体制	配備時期
第一号 非常 配備	所要人員で災害の発生とともに直ちに応急対策を円滑に開始できる体制とする。 配備要員：各部・班員のおおむね1/3の人員	配備検討会議で決定 【目安】 ① 局地的に災害が発生したとき。 ② その他必要により災害対策本部長が当該配備を指令したとき。
第二号 非常 配備	組織及び機能のすべてを挙げて応急対策にあたる体制とする。 配備要員：各部・班員のおおむね1/2の人員（原則として1日3交代とする）	配備検討会議で決定 【目安】 ① 村内全域にわたる災害が発生し、又は発生が予想される時。 ② その他必要により災害対策本部長が当該配備を指令したとき。

※災害の規模及び特性に応じ、臨機応変に配備体制を整える。

(3) 配備の決定

配備検討会議を開催し、配備を決定する。

(4) 動員の方法

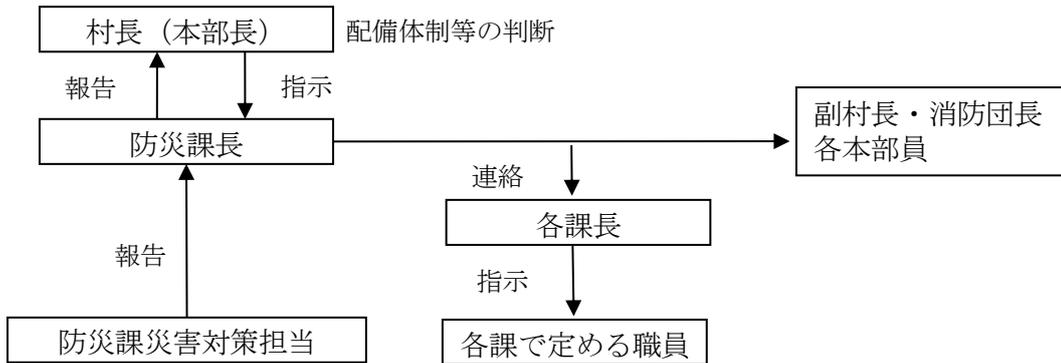
次のように配備指令を伝達する。

ア 勤務時間内

庁内放送及び電話連絡等により動員を連絡する。

イ 勤務時間外

あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」を通じて電話等により連絡を行う。



〈動員の流れ（自動配備以外）〉

### 第3 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、対応にあたる。

指揮は副村長が行い、防災課長が事務局として調整にあたる。

## 第2節 災害情報の収集伝達

風水害等の災害が予想されるとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、確実に伝達する。

また、災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行う。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 気象注意報・警報等の受理伝達	総務部	福島地方気象台
第2 被害情報等の収集、報告	各部	

### 第1 気象注意報・警報等の受理伝達

#### 1 気象注意報・警報等の種類

##### (1) 気象等の特別警報・警報・注意報

〈気象等の特別警報・警報・注意報の種類〉

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
警報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、大雪、暴風、暴風雪

##### (2) 水防活動用気象注意報・警報

発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

〈水防活動用気象注意報・警報の種類〉

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

##### (3) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

なお、雨を要因とする特別警報が発表された場合は、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

##### (4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

##### (5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対

象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(6) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り・浜通り）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(8) キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報である。常時10分毎に更新され、警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

(9) 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報である。

6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて、常時10分ごとに更新している。

(10) 顕著な大雨に関する気象情報

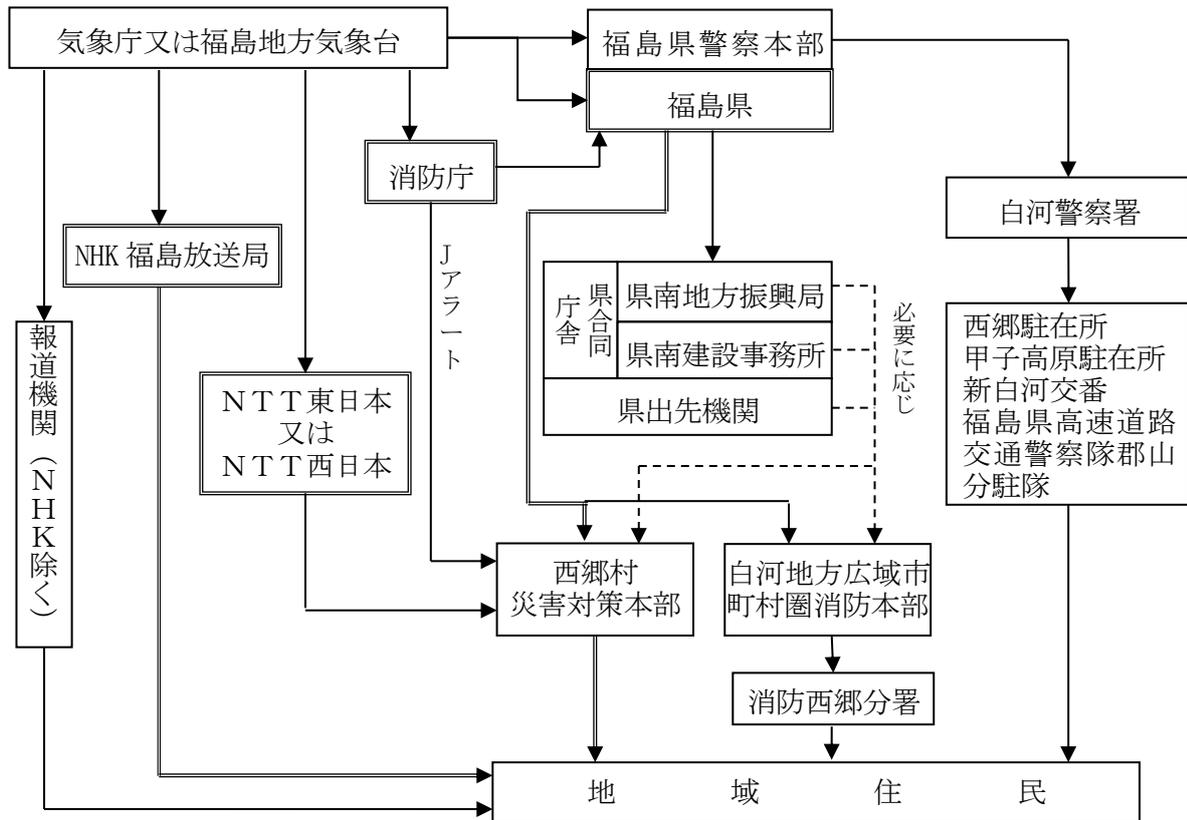
大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

(11) 土砂災害警戒情報

大雨（土砂災害）警報発表中において、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や福島県土砂災害情報システム（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

## 2 気象情報等の受理伝達

気象情報等は次の伝達系統で伝達される。



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

※二重線の経路は、気象業務法第15条の二によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

※NTT東日本が被災等で受信できない場合は、NTT西日本が代わりに受信して伝達

〈気象情報の伝達系統〉

## 3 水位情報

県が白河観測所、一ノ又橋観測所、乙姫橋観測所の水位を周知するほか、次の河川の水位情報を福島県河川流域総合情報システム等で確認できる。

〈水位情報〉

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
堀川	一ノ又橋	西郷村大字小田倉字上上野原 146	1.20m	1.80m	2.00m	2.20m
堀川	新田橋	白河市中山南 5-66	1.50m	2.00m	—	—
堀川	堀川橋	西郷村大字米字上堀川 71-2	1.50m	2.00m	—	—
谷津田川	乙姫橋	白河市白井掛 73-3	1.20m	1.40m	1.40m	1.70m
阿武隈川	白河	白河市中田 282-1	1.60m	1.80m	2.10m	2.40m

## 第2 被害情報等の収集、報告

震災対策編 第3章 第2節 第2を準用する。

## 第3節 通信の確保

災害時には、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 通信手段の確保	総務部、企画部	
第2 東日本電信電話(株)の措置		東日本電信電話(株)

### 第1 通信手段の確保

---

震災対策編 第3章 第3節 第1を準用する。

### 第2 東日本電信電話(株)の措置

---

震災対策編 第3章 第3節 第2を準用する。

## 第4節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連絡体制が重要であり、村及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 受援体制	総務部、各部（受援担当）	
第2 応援要請	総務部、各部（受援担当）	

### 第1 受援体制

---

震災対策編 第3章 第4節 第1を準用する。

### 第2 応援要請

---

震災対策編 第3章 第4節 第2を準用する。

## 第5節 災害広報活動

災害時において被災地住民や関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を援助するため、防災関係機関と調整を図り、次の広報活動を展開する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 広報活動	総務部	
第2 報道機関への発表	総務部	
第3 住民相談	住民生活部	

### 第1 広報活動

---

震災対策編 第3章 第5節 第1を準用する。

### 第2 報道機関への発表

---

震災対策編 第3章 第5節 第2を準用する。

### 第3 住民相談

---

震災対策編 第3章 第5節 第3を準用する。

## 第6節 消火活動

大規模な延焼、林野火災による被害を軽減するため、白河地方広域市町村圏消防本部及び消防団は、消防活動を行い、大規模火災時には協定による応援要請を行う。

また、自主防災組織等は、初期消火、出火防止等を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 消防本部による消防活動	消防団	白河地方広域市町村圏消防本部
第2 県内への応援要請		白河地方広域市町村圏消防本部
第3 他都道府県への応援要請	総務部	白河地方広域市町村圏消防本部

### 第1 消防本部による消防活動

---

震災対策編 第3章 第6節 第1を準用する。

### 第2 県内への応援要請

---

震災対策編 第3章 第6節 第2を準用する。

### 第3 他都道府県への応援要請

---

震災対策編 第3章 第6節 第3を準用する。

## 第7節 救急・救助活動

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助・救急活動を実施する。

村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、村民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 救助活動	総務部	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第2 自主防災組織、事業所等による救助活動		
第3 救急活動		白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第4 広域応援		白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）

### 第1 救助活動

---

震災対策編 第3章 第7節 第1を準用する。

### 第2 自主防災組織、事業所等による救助活動

---

震災対策編 第3章 第7節 第2を準用する。

### 第3 救急活動

---

震災対策編 第3章 第7節 第3を準用する。

### 第4 広域応援

---

震災対策編 第3章 第7節 第4を準用する。

## 第8節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲		
第2 災害派遣要請	総務部	
第3 部隊の自主派遣		陸上自衛隊（郡山駐屯地）
第4 災害派遣部隊の受入体制	総務部	
第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限		陸上自衛隊（郡山駐屯地）
第6 派遣部隊の撤収	総務部	
第7 経費の負担区分	総務部	

### 第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

震災対策編 第3章 第8節 第1を準用する。

### 第2 災害派遣要請

震災対策編 第3章 第8節 第2を準用する。

### 第3 部隊の自主派遣

震災対策編 第3章 第8節 第3を準用する。

### 第4 災害派遣部隊の受入体制

震災対策編 第3章 第8節 第4を準用する。

### 第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

震災対策編 第3章 第8節 第5を準用する。

### 第6 派遣部隊の撤収

震災対策編 第3章 第8節 第6を準用する。

### 第7 経費の負担区分

震災対策編 第3章 第8節 第7を準用する。

## 第9節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、迅速かつ適切に避難指示等の発令を行うとともに、速やかに緊急避難場所を開設し、避難者を受け入れる。特に、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導、避難所における生活等について、配慮に努める。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 避難の基本		
第2 避難指示等の発令	総務部	
第3 自主避難	総務部、教育部、各部（担当職員）	
第4 警戒区域の設定	総務部	
第5 避難誘導		
第6 緊急避難場所の設置	総務部、教育部、各部（担当職員）	
第7 避難所の設置	総務部、教育部	
第8 避難所の運営	福祉健康部、教育部、各部（担当職員）	
第9 広域的な避難対策	総務部	
第10 安否情報の提供等	総務部	白河警察署、白河地方広域市町村圏消防本部
第11 帰宅困難者対策	産業振興部	東日本旅客鉄道（株）

## 第1 避難の基本

### 1 避難行動

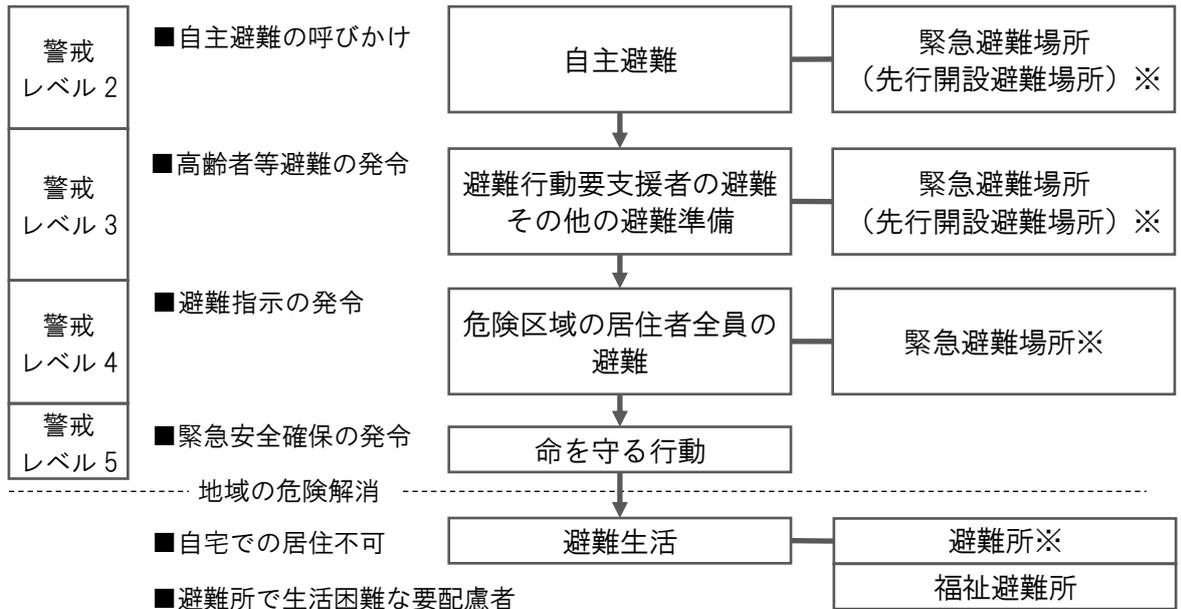
風水害等の避難行動の基本は、次のとおりである。

- (1) 台風の接近等の状況に応じて、自主避難の呼びかけ、高齢者等避難を発令し、事前避難を促す。その場合、先行して一部の緊急避難場所を開設する。【概ね警戒レベル2又は3】
- (2) 土砂災害、河川の氾濫等の危険がある場合は、危険区域の住民に対して、避難指示を発令する。その場合は、災害の種別に対応した緊急避難場所を開設する。【警戒レベル4】
- (3) 地域住民は、避難行動要支援者の安否等を確認し、避難を支援する。
- (4) 危険が切迫した場合は、緊急安全確保を発令する。その場合は、直ちに堅牢な建物の上層階・斜面とは反対側の部屋等への移動を促す。【警戒レベル5】
- (5) 風雨が収まる等、地域の危険性が解消された場合は、帰宅途中の経路や自宅周辺の危険度が下がっていることを十分に確認してから帰宅の措置をとる。
- (6) 自宅が被災し居住が困難な場合は、村指定の避難所等で避難生活を継続する。

### 2 避難先

地震直後の避難先は、緊急避難場所とする。

自宅での居住が不可能な場合は、村指定の避難所のほか、密を避けるため各自が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等に分散避難を行い、避難生活を行うものとする。



※安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等での分散避難、在宅避難（屋内安全確保）を含む。

## 第2 避難指示等の発令

本部長は、浸水、土砂災害、火災等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められる時は、あらかじめ定めた計画に基づき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

### 1 避難の実施機関

避難の実施機関は、次のとおりである。

〈避難の実施機関〉

区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	村長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の指示等 (警戒レベル4)	村長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、村がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等 (警戒レベル4)	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	村長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。村長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。

緊急安全確保 (警戒レベル5)	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	村長 (災害対策基本法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への待避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

## 2 避難発令

### (1) 避難指示等の基準

避難指示等の発令基準は、概ね次のとおりである。

#### 〈避難指示等の発令基準〉

避難情報	基準
自主避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害共通</li> <li>・強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水・浸水</li> <li>・西郷村の水位周知河川における水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</li> <li>・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>●土砂災害</li> <li>・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」となった場合、又は、県の土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）する場合</li> <li>・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li> <li>・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</li> <li>●災害共通</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水・浸水 (水位周知河川)</li> <li>・西郷村の水位周知河川における水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合</li> <li>・西郷村の水位周知河川における水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合                         <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>② 洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</li> <li>③ 上流で大量な降雨が見込まれる場合</li> </ul> </li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 (水位周知河川以外の河川)</li> <li>・水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合                         <ul style="list-style-type: none"> <li>① 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</li> <li>② 水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</li> </ul> </li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現し、引き続き水位上昇のおそれがある場合</li> <li>●土砂災害</li> <li>・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</li> <li>・気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「危険（紫）」となった場合、又は、県の土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）する場合</li> <li>・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> <li>●災害共通</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過する</li> </ul>

	<p>ことが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水・浸水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・西郷村の水位周知河川における水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</li> <li>・大雨特別警報（浸水害）（警戒レベル5相当情報[浸水害]）が発表された場合</li> <li>・水位周知河川以外の河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</li> <li>・堤防の決壊、越水・溢水が発生した場合</li> </ul> </li> <li>●土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当[土砂災害]）が発表された場合</li> <li>・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合</li> <li>・土砂災害発生</li> </ul> </li> </ul>

(2) 避難指示等の内容

避難指示等の内容は、次のとおりである。

〈避難指示等の内容〉

① 避難対象地域	② 避難先	③ 避難経路
④ 避難指示等の理由	⑤ その他必要な事項	

(3) 助言

本部長は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求められることができる。

3 避難措置の周知等

(1) 知事への報告

本部長は、避難指示等を発令したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

〈知事への報告事項〉

① 避難指示等の有無	② 避難指示等の発令時刻
③ 避難対象地域	④ 避難場所及び避難経路
⑤ 避難責任者	⑥ 避難世帯数、人員
⑦ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等	

なお、避難の必要がなくなった時は、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事及び関係機関に報告することとする。

(2) 住民への周知

村は、次の方法で避難指示等を対象者等に伝達する。

- ア 災害情報伝達システム又は広報車による広報
- イ 消防団員、自主防災組織等による口頭伝達
- ウ SNS
- エ インターネット（ホームページ等）による広報

### 第3 自主避難

---

村は、台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的な余裕をもって避難が可能なように先行して一部の避難場所を開設し、住民の自主避難を呼びかける。

なお、その場合に必要な食料、生活必需品等は、避難者自らが確保し、持参することとする。

### 第4 警戒区域の設定

---

震災対策編 第3章 第9節 第3を準用する。

### 第5 避難誘導

---

震災対策編 第3章 第9節 第4を準用する。

### 第6 緊急避難場所の設置

---

震災対策編 第3章 第9節 第5を準用する。

### 第7 避難所の設置

---

震災対策編 第3章 第9節 第6を準用する。

### 第8 避難所の運営

---

震災対策編 第3章 第9節 第7を準用する。

### 第9 広域的な避難対策

---

震災対策編 第3章 第9節 第8を準用する。

### 第10 安否情報の提供等

---

震災対策編 第3章 第9節 第9を準用する。

### 第11 帰宅困難者対策

---

震災対策編 第3章 第9節 第10を準用する。

## 第10節 医療（助産）救護活動

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。また、医療機能が低下したため、受診できない一般の傷病者への対応も必要となる。このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関・団体等との密接な連携のもとに、一刻も速い医療救護活動を実施する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 医療（助産）救護活動	福祉健康部	県南保健福祉事務所、(一社)福島県医師会（白河医師会）、(公社)福島県歯科医師会、(公社)福島県薬剤師会
第2 傷病者等の搬送	福祉健康部	県南保健福祉事務所、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第3 医薬品等の確保	福祉健康部	県南保健福祉事務所
第4 人工透析の供給確保	福祉健康部	県南保健福祉事務所
第5 避難所等での医療活動	福祉健康部	県南保健福祉事務所

### 第1 医療（助産）救護活動

震災対策編 第3章 第10節 第1を準用する。

### 第2 傷病者等の搬送

震災対策編 第3章 第10節 第2を準用する。

### 第3 医薬品等の確保

震災対策編 第3章 第10節 第3を準用する。

### 第4 人工透析の供給確保

震災対策編 第3章 第10節 第4を準用する。

### 第5 避難所等での医療活動

震災対策編 第3章 第10節 第5を準用する。

## 第11節 水防活動

水防活動は、西郷村水防計画による。

## 第12節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 緊急輸送の範囲		
第2 緊急輸送路等の確保	建設部、産業振興部、教育部	県南建設事務所、郡山国道事務所
第3 輸送手段の確保	財政部	

### 第1 緊急輸送の範囲

---

震災対策編 第3章 第12節 第1を準用する。

### 第2 緊急輸送路等の確保

---

震災対策編 第3章 第12節 第2を準用する。

### 第3 輸送手段の確保

---

震災対策編 第3章 第12節 第3を準用する。

## 第13節 警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、村民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 警備活動		白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）
第2 交通規制措置		白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）

### 第1 警備活動

---

震災対策編 第3章 第13節 第1を準用する。

### 第2 交通規制措置

---

震災対策編 第3章 第13節 第2を準用する。

## 第14節 防疫及び保健衛生対策

災害による感染症の発生及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 防疫活動	福祉健康部	県南保健福祉事務所
第2 食品衛生監視	福祉健康部	県南保健福祉事務所
第3 栄養指導	福祉健康部	県南保健福祉事務所
第4 保健指導等	福祉健康部	県南保健福祉事務所
第5 ペット対策	環境保全部、各部（避難所担当職員）	県南保健福祉事務所

### 第1 防疫活動

---

震災対策編 第3章 第14節 第1を準用する。

### 第2 食品衛生監視

---

震災対策編 第3章 第14節 第2を準用する。

### 第3 栄養指導

---

震災対策編 第3章 第14節 第3を準用する。

### 第4 保健指導等

---

震災対策編 第3章 第14節 第4を準用する。

### 第5 ペット対策

---

震災対策編 第3章 第14節 第5を準用する。

## 第15節 廃棄物処理対策

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 廃棄物処理	環境保全部	白河地方広域市町村圏整備組合
第2 し尿処理	環境保全部	

### 第1 廃棄物処理

---

震災対策編 第3章 第15節 第1を準用する。

### 第2 し尿処理

---

震災対策編 第3章 第15節 第2を準用する。

## 第16節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けるなど、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、村民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 給水対策	上下水道部	
第2 食料対策	産業振興部	
第3 生活必需品の供給	産業振興部	
第4 救援物資及び義援金の受け入れ	産業振興部、出納部	

### 第1 給水対策

---

震災対策編 第3章 第16節 第1を準用する。

### 第2 食料対策

---

震災対策編 第3章 第16節 第2を準用する。

### 第3 生活必需品の供給

---

震災対策編 第3章 第16節 第3を準用する。

### 第4 救援物資及び義援金の受け入れ

---

震災対策編 第3章 第16節 第4を準用する。

## 第17節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活を復旧させるために、緊急輸送路を確保するとともに、生活を復旧できない被災者のために仮設住宅の供与を要望し、災害救助法による住宅の応急修理等を行う。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 障害物の除去	環境保全部、建設部	
第2 宅地の危険度判定	建設部	
第3 住家の被害調査及び罹災証明等の交付	税務部	
第4 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理等	建設部	

### 第1 障害物の除去

---

震災対策編 第3章 第17節 第1を準用する。

### 第2 宅地の危険度判定

---

震災対策編 第3章 第17節 第2を準用する。

### 第3 住家の被害調査及び罹災証明等の交付

---

震災対策編 第3章 第17節 第3を準用する。

### 第4 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理等

---

震災対策編 第3章 第17節 第4を準用する。

## 第18節 行方不明者の捜索、遺体の処理

災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 行方不明者の捜索	企画部	白河警察署、白河地方広域市町村圏消防本部
第2 遺体の収容	住民生活部	白河警察署
第3 遺体の火葬・埋葬	住民生活部	

### 第1 行方不明者の捜索

---

震災対策編 第3章 第18節 第1を準用する。

### 第2 遺体の収容

---

震災対策編 第3章 第18節 第2を準用する。

### 第3 遺体の火葬・埋葬

---

震災対策編 第3章 第18節 第3を準用する。

## 第19節 生活関連施設の応急対策

生活関連施設（上・下水道、ガス、電気等）等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する必要がある。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 水道施設等応急対策	上下水道部	
第2 下水道施設等応急対策	上下水道部	
第3 電気施設等応急対策		東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)
第4 LPガス応急対策		(一社)福島県LPガス協会、LPガス事業者
第5 電気通信施設応急対策		東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)

### 第1 水道施設等応急対策

---

震災対策編 第3章 第19節 第1を準用する。

### 第2 下水道施設等応急対策

---

震災対策編 第3章 第19節 第2を準用する。

### 第3 電気施設等応急対策

---

震災対策編 第3章 第19節 第3を準用する。

### 第4 LPガス応急対策

---

震災対策編 第3章 第19節 第4を準用する。

### 第5 電気通信施設応急対策

---

震災対策編 第3章 第19節 第5を準用する。

## 第20節 文教対策

災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全と学校教育活動の円滑な実施を確保するとともに、被災した文化財の応急対策を実施するため、次の応急対策計画を定める。なお、保育園についても同様の対策をとる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 児童生徒等保護	教育部	
第2 応急教育対策	教育部	
第3 文化財等の応急対策	教育部	

### 第1 児童生徒等保護

---

震災対策編 第3章 第20節 第1を準用する。

### 第2 応急教育対策

---

震災対策編 第3章 第20節 第2を準用する。

### 第3 文化財等の応急対策

---

震災対策編 第3章 第20節 第3を準用する。

## 第21節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、傷病者、障がい者（児）、外国人等いわゆる避難行動要支援者は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第9節 避難対策」のとおり避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな避難行動要支援者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 要配慮者に係る対策	福祉健康部	西郷村社会福祉協議会、西郷村民生委員協議会
第2 社会福祉施設等に係る対策	福祉健康部	
第3 児童に係る対策	教育部	
第4 外国人に係る対策	企画部	

### 第1 要配慮者に係る対策

---

震災対策編 第3章 第21節 第1を準用する。

### 第2 社会福祉施設等に係る対策

---

震災対策編 第3章 第21節 第2を準用する。

### 第3 児童に係る対策

---

震災対策編 第3章 第21節 第3を準用する。

### 第4 外国人に係る対策

---

震災対策編 第3章 第21節 第4を準用する。

## 第22節 ボランティアとの連携

大規模災害により村内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、村及び防災関係機関だけでは、十分に対応することが困難であると予想される。このため、村及び関係機関は、ボランティアの協力を得ながら効率的な災害応急活動を行えるよう、ボランティアの有効な活用を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 ボランティア団体等の受け入れ	福祉健康部	西郷村社会福祉協議会
第2 ボランティア団体等の活動	福祉健康部	西郷村社会福祉協議会
第3 ボランティア保険の加入促進	福祉健康部	西郷村社会福祉協議会

### 第1 ボランティア団体等の受け入れ

---

震災対策編 第3章 第22節 第1を準用する。

### 第2 ボランティア団体等の活動

---

震災対策編 第3章 第22節 第2を準用する。

### 第3 ボランティア保険の加入促進

---

震災対策編 第3章 第22節 第3を準用する。

## 第23節 雪害対策

雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合、村は体制を確立し、県及び防災関係機関と連携して被害拡大防止と被災者の救助救護に努める。

なお、本節に記載がない事項については、震災対策編及び風水害等対策編各節に準ずる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 道路交通確保対策	建設部	県南建設事務所、郡山国道事務所
第2 通信の確保対策	総務部	
第3 応急活動体制	総務部	
第4 避難・要配慮者対策	福祉健康部	西郷村社会福祉協議会

### 第1 道路交通確保対策

#### 1 交通情報の収集及び提供

警察本部は、道路管理者と連携し、交通情報の収集を行うとともに、交通情報板等により情報提供を行う。

#### 2 交通規制

警察本部又は道路管理者は、通行止め等の必要な交通規制を行う。

#### 3 道路除排雪の実施

道路管理者は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供する。

#### 4 車両の立ち往生への対応

道路管理者等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路情報の迅速な提供に努める。

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、必要に応じて、運転者等のための避難所の設置、滞留車両の乗員に対する救援物資の提供等に努める。

また、道路管理者は、立ち往生車両を速やかに移動できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。

### 第2 通信の確保対策

村は、孤立した集落及び孤立可能性のある集落などに対し、集村災害情報伝達システム・エリアメール等の通信手段を用いて、適宜、情報提供を行う。

### 第3 応急活動体制

村は、第1節第2に定める配備検討会議に基づき、必要な動員配備を行う。

村は、雪害による被害の有無等を確認した場合は、県に状況を報告する。

## 第4 避難・要配慮者対策

---

村は、雪害が予想される場合は、緊急避難場所を開設し、早めの自主避難を呼びかける。

また、要配慮者の安全確保のため、住民組織、民生委員・児童委員に対し、迅速な安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動等の協力要請を行う。

## 第24節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、法定受託事務として救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用にあたっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の強制権が与えられている。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 災害救助法の適用	総務部	
第2 災害救助法の適用基準	総務部	
第3 災害救助法の適用手続き	総務部	
第4 災害救助法による救助の種類等	総務部	

### 第1 災害救助法の適用

---

震災対策編 第3章 第23節 第1を準用する。

### 第2 災害救助法の適用基準

---

震災対策編 第3章 第23節 第2を準用する。

### 第3 災害救助法の適用手続き

---

震災対策編 第3章 第23節 第3を準用する。

### 第4 災害救助法による救助の種類等

---

震災対策編 第3章 第23節 第4を準用する。

## 第4章 災害復旧計画



## 第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定にあたっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

### 第1 災害復旧事業計画の作成

---

震災対策編 第4章 第1節 第1を準用する。

### 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

---

震災対策編 第4章 第1節 第2を準用する。

### 第3 激甚災害の指定

---

震災対策編 第4章 第1節 第3を準用する。

### 第4 災害復旧事業の実施

---

震災対策編 第4章 第1節 第4を準用する。

## 第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活安定のための緊急措置を講ずる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 義援金の配分	出納部	
第2 被災者の生活確保	税務部	白河公共職業安定所、福島労働局、日本郵便（株）
第3 生活再建支援金の支給	住民生活部	
第4 被災者への支援	税務部、福祉健康部	西郷村社会福祉協議会、県、住宅金融支援機構

### 第1 義援金の配分

---

震災対策編 第4章 第2節 第1を準用する。

### 第2 被災者の生活確保

---

震災対策編 第4章 第2節 第2を準用する。

### 第3 生活再建支援金の支給

---

震災対策編 第4章 第2節 第3を準用する。

### 第4 被災者への支援

---

震災対策編 第4章 第2節 第4を準用する。

## 第5章 大規模事故対策計画



## 第1節 総則

本章は、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火災及び林野火災に対処するため、過去の大規模な災害の経験等を踏まえて総合的な対策を定めたものであり、県、村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を事故災害から保護することを目的とする。

なお、この章で扱う大規模事故は、「火災・災害等即報要領」において、村が総務省消防庁へ直接即報を行う必要にある事故に該当する。この章に定められていない事項は、「第1章 総則」の定めによる。

### 〈直接即報の基準〉

火災等即報	交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
	危険物に係る事故	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等 ⑤ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地において発生したタンクローリーの火災
	原子力害	① 原子力施設において、爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏洩 ② 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） ③ 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） ④ 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） ⑤ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏洩
	その他特定の事故	① 爆発、異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる社会的影響度が高いもの
救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ・列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・その他報道機関に取り上げられる社会的影響度が高いもの	

## 第2節 航空災害対策計画

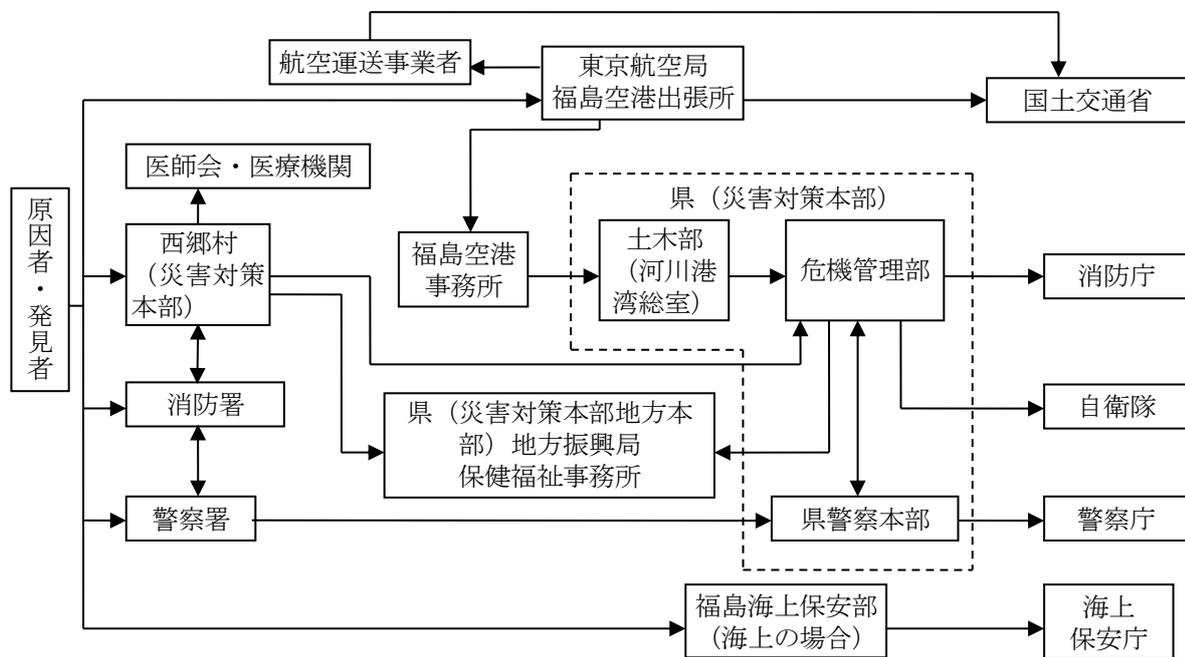
この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各対策について定めたものである。

なお、この計画に定められていない事項については、第2章～第4章の定めによるものとする。

### 第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

村及び消防本部から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統-6 航空災害」により行う。



〈航空災害情報伝達系統〉

### 第2 活動体制

村は、事故発生の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

また、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

### 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

#### 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、第3章第7節及び第10節の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、白河医師会、白河歯科医師会、赤十字福島県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を

行った後、医療機関に搬送する。

## 2 遺体の収容

村は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容、検案に協力する。

## 3 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、相互応援協定等に基づき他の消防機関の応援を要請する。

## 第4 交通規制措置

---

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行うなど、必要な措置を講ずる。

## 第5 災害広報

---

村は、事故発生状況や地域への影響等について、災害情報伝達システム、広報車等による広報活動を行う。

## 第3節 鉄道災害対策計画

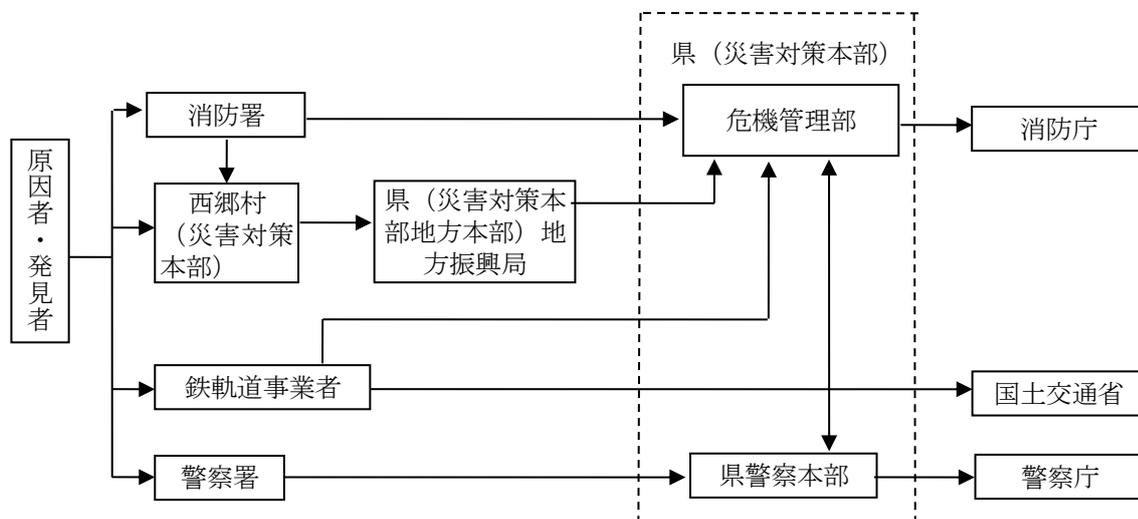
この計画は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各対策について定めたものである。

なお、この計画に定められていない事項については、第2章～第4章の定めによるものとする。

### 第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

村及び消防本部から県への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。



〈鉄道災害情報伝達系統〉

### 第2 活動体制

村は、事故発生の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

また、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

### 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

#### 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、第3章第7節及び第10節の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、白河医師会、白河歯科医師会、赤十字福島県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

## 2 遺体の収容

村は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容、検案に協力する。

## 3 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、相互応援協定等に基づき他の消防機関の応援を要請する。

## 第4 交通規制措置

---

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行うなど、必要な措置を講ずる。

## 第5 避難誘導

---

村は、鉄軌道事業者から乗客等の一時避難のための避難所開設の要請を受けた場合は、災害現場に近い公共施設を提供する。

## 第6 災害広報

---

村は、事故発生状況や地域への影響等について、災害情報伝達システム、広報車等による広報活動を行う。

## 第4節 道路災害対策計画

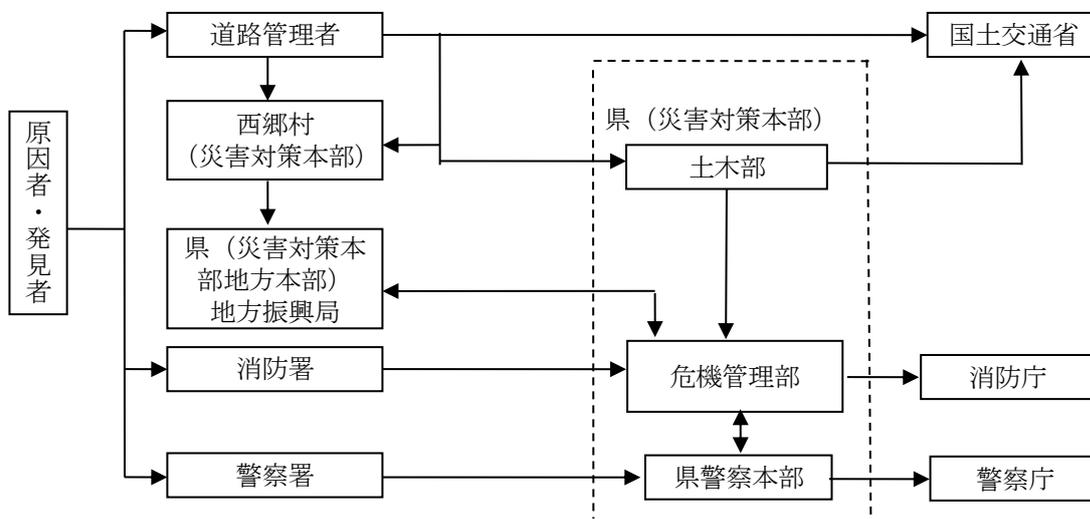
この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各対策について定めたものである。

なお、この計画に定められていない事項については、第2章～第4章の定めによるものとする。

### 第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「道路災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

村及び消防本部から県への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。



〈道路災害情報伝達系統〉

### 第2 活動体制

村は、事故発生の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

また、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

村道で災害が発生した場合は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行う。

### 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

#### 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、第3章第7節及び第10節の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、白河医師会、白河歯科医師会、赤十字福島県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を

行った後、医療機関に搬送する。

## 2 遺体の収容

村は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容、検案に協力する。

## 3 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、相互応援協定等に基づき他の消防機関の応援を要請する。

## 第4 交通規制措置

---

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行うなど、必要な措置を講ずる。

## 第5 危険物の流出に対する応急対応

---

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防分署、警察署、道路管理者、村は、相互に協力して、「第5節 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

## 第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

---

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行う。

## 第7 災害広報

---

村は、事故発生状況や地域への影響等について、災害情報伝達システム、広報車等による広報活動を行う。

## 第5節 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物等の漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生又は発生するおそれがある場合、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する対策について定めるものである。

なお、この計画に定められていない事項については、第2章～第4章の定めによるものとする。

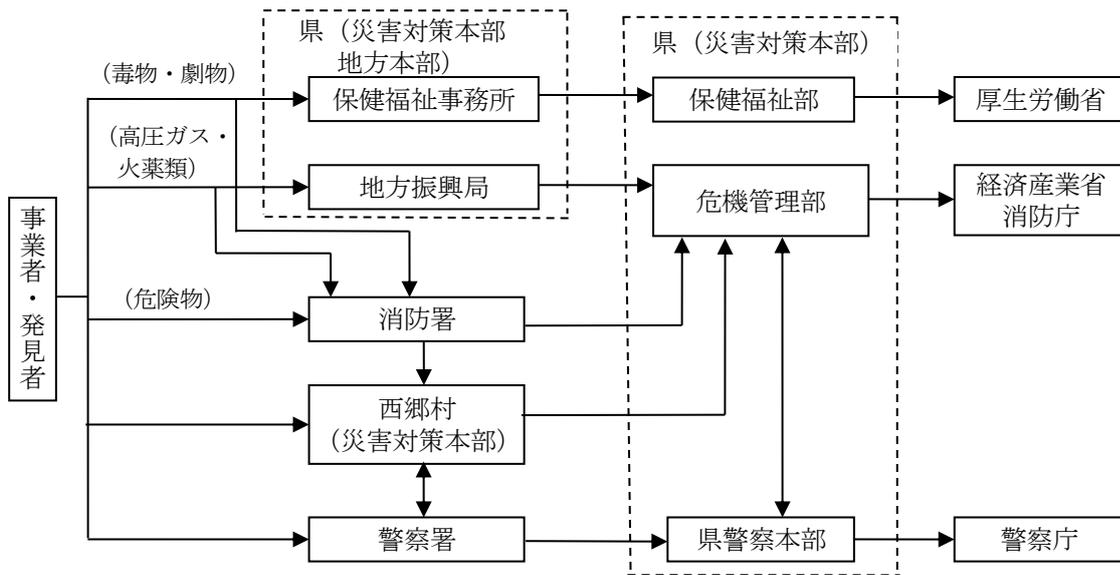
〈危険物等の定義〉

- |                                    |
|------------------------------------|
| ① 危険物：消防法第2条第7項に規定されているものとする。      |
| ② 高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。    |
| ③ 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。 |
| ④ 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているものとする。      |

### 第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「危険物等災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

村及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統-4 火薬類・高圧ガス事故により連絡する。



〈危険物等災害情報伝達系統〉

### 第2 活動体制

村は、事故発生の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

また、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

### 第3 災害の拡大防止

村、消防本部は、危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、

事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

## 第4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

---

### 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、第3章第7節及び第10節の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、白河医師会、白河歯科医師会、赤十字福島県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

### 2 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、相互応援協定等に基づき他の消防機関の応援を要請する。

## 第5 交通規制措置

---

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行うなど、必要な措置を講ずる。

## 第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

---

### 1 事業所、消防本部、警察署等の措置

事業者、消防本部及び警察署は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

### 2 県（危機管理総室、健康衛生総室）及び村のとりべき措置

県（危機管理総室、健康衛生総室）及び村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

## 第7 避難誘導

---

村は、危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、危険区域の住民等に対し避難指示等を行い、安全な避難所に誘導する。

避難誘導にあたっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

## 第8 災害広報

---

村は、事故発生状況や地域への影響等について、災害情報伝達システム、広報車等による広報活動を行う。

## 第9 健康被害調査

---

村は、役場に相談窓口等を開設し、住民等の健康被害の状況や健康相談を実施する。

## 第6節 大規模な火事災害対策計画

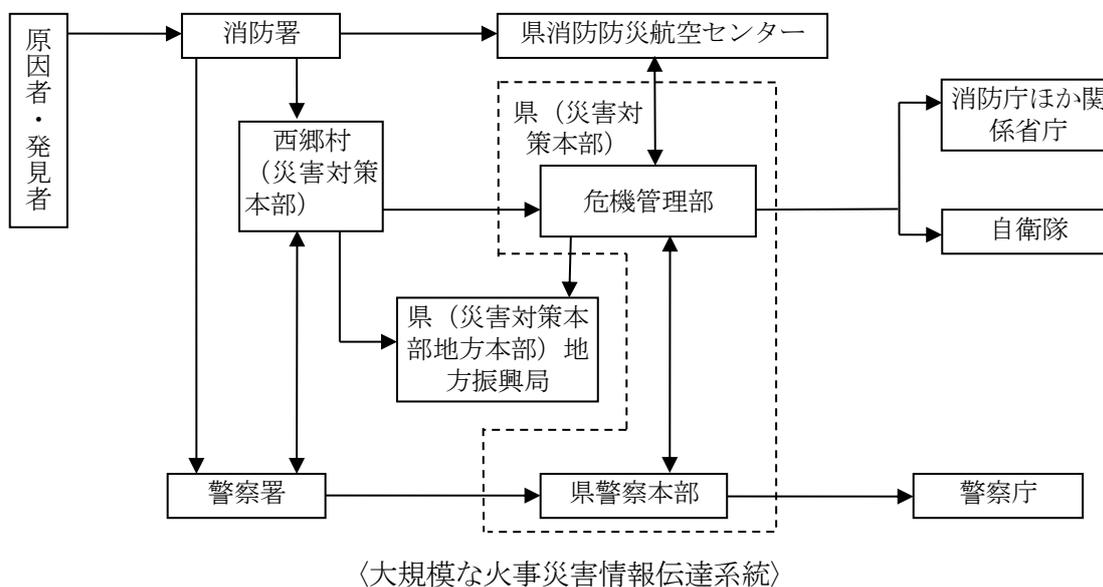
この計画は、密集した住宅地等において、延焼による大規模な火事による影響を防止するための措置を定めたものである。

なお、この計画に定められていない事項については、第2章～第4章の定めによるものとする。

### 第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め「大規模火事災害情報伝達系統」に基づき、関係機関に伝達する。

村及び消防本部から県への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。



### 第2 活動体制

村は、事故発生の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

また、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

### 第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

#### 1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、第3章第7節及び第10節の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、白河医師会、白河歯科医師会、赤十字福島県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

#### 2 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、相互応

援協定等に基づき他の消防機関の応援を要請する。

## 第4 交通規制措置

---

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行うなど、必要な措置を講ずる。

## 第5 避難誘導

---

村は、火災の拡大により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、危険区域の住民等に対し避難指示等を行い、安全な避難所に誘導する。

避難誘導にあたっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

## 第6 災害広報

---

村は、事故発生状況や地域への影響等について、災害情報伝達システム、広報車等による広報活動を行う。

## 第7節 林野火災対策計画

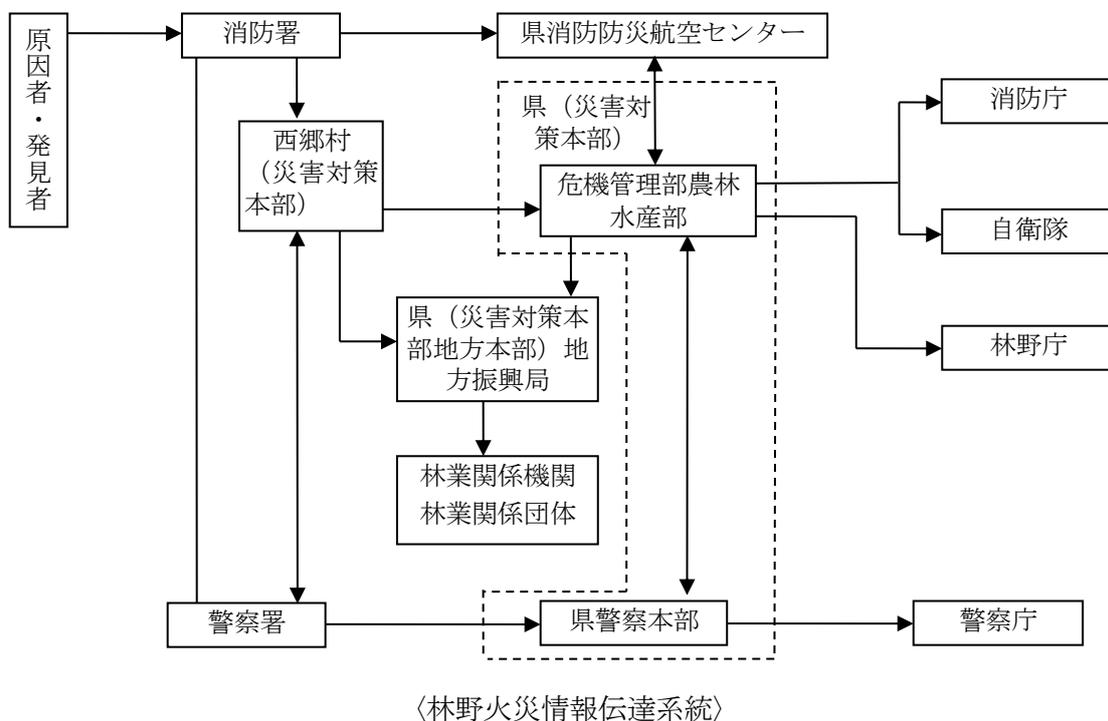
この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する対策について定めたものである。

なお、この計画に定められていない事項については、第2章～第4章の定めによるものとする。

### 第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「林野火災情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

村及び消防本部から県への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－1 林野火災」により連絡する。



### 第2 活動体制

村は、林野火災発生時の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

また、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

### 第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

#### 1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、第3章第7節及び第10節の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、白河医師会、白河歯科医師会、赤十字福島県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

## 2 消火活動

消防本部は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずる。

- (1) 出動部隊の出動区域
- (2) 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
- (3) 携行する消防機材及びその他の器具
- (4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の設定
- (7) 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- (8) 交代要員の確保
- (9) 救急救護対策
- (10) 住民等の避難
- (11) 空中消火の要請
- (12) 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照すること。）
- (13) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、相互応援協定等に基づき他の消防機関の応援を要請する。

県（危機管理総室）は、村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。また、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」に基づき、保有する林野火災用消防資機材の中で、村等へ貸付ける。

## 第4 交通規制措置

---

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行うなど、必要な措置を講ずる。

## 第5 避難誘導

---

### 1 住民等の避難誘導

村は、火災の拡大により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、危険区域の住民等に対し避難指示等を行い、安全な避難所に誘導する。

避難誘導にあたっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

### 2 森林内の滞在者の避難誘導

村は、林野火災発生 of 通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

## 第6 災害広報

---

村は、事故発生状況や地域への影響等について、災害情報伝達システム、広報車等による広報活動を行う。

## 第8節 原子力施設事故対策計画

本節は、次の原子力災害の発生に際し、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受け入れなど原子力災害発生時に必要となる事項等、村の行う対策について定めたものである。

- ① 原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設での災害
- ② 原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる災害

なお、本村は、原子力災害対策重点区域ではないため、情報の提供、空間放射線量率の測定、健康診断の実施、避難者の受入等を行うものとする。

### 第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、事故発生の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報を伝達する。

### 第2 活動体制

村は、事故発生の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

### 第3 応急対策の実施

原子力施設で事故が発生した場合の措置は、原則として、国、県による方針に従い、関係機関・団体等と連携して対策を実施する。

〈原子力施設事故における主な応急対策〉

項目	主な応急対策の内容
情報収集	① 国、県、原子力事業者からの情報収集・連絡体制の確立 ② 周辺市町村、消防本部、警察署等との連絡体制の確立
放射線量のモニタリング	① 役場、小、中学校等における空間放射線量の測定 ② 放射線測定器の貸し出し ③ グラウンド、農地等の表土の放射線量の測定 ④ 水道水の放射線量等の測定 ⑤ 測定結果の公表（ホームページ、広報紙等） ⑥ 国、県等の行うモニタリング活動に対する協力
健康関係	① 健康への影響に関する情報収集 ② 県等が行う健康相談窓口の開設、健康調査への協力 ③ 農林畜産物の摂取制限 ④ 水道水、食品の摂取制限 ⑤ 代替となる飲食物、飲料水の供給
農林畜産物関係	① 農林畜産物の放射線等の測定 ② 農林畜産物の出荷制限等必要な措置 ③ 農林畜産者への相談窓口の開設
広報	① 広報すべき情報の収集、問い合わせ ② ホームページの作成

	③ 臨時広報紙等の作成、配布 ④ 災害情報伝達システム等を通じた事故情報等の住民等への周知
避難	① 他市町村からの避難者の受け入れに伴う避難所設置、運営等
除染	① 表土、樹木等の除去、保管、処理 ② 建物等の洗浄 ③ 下水道汚泥の保管及び処理



## 第6章 火山災害対策計画



## 第1節 総則

### 第1 計画の目的

---

本村は、活火山である那須岳に近接しており、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として「火山災害警戒地域」に指定されている。

那須岳が噴火した場合、村域においては人命に影響する噴石、溶岩流、火砕流及び融雪型火山泥流の影響は予測されていないが、降灰に対する対策が必要である。さらに、本村には那須岳への登山道があり、噴火のおそれがある場合は、登山口で入山規制を行う必要がある。

そのため、住民、登山者、観光客等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、必要な措置を定めるものである。

なお、入山規制、避難誘導等の詳細については、関係市町村等により構成される那須岳火山防災協議会が策定した「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画」（以下「避難計画」という。）によるものとする。

### 第2 那須岳の概要

---

#### 1 概況

那須火山は、関東平野北端の関谷断層に沿って南北に配列する成層火山群である。活火山としての那須岳はその1峰で別名、茶臼岳という。

茶臼岳は、約1.6万年前から活動を開始し、溶岩・火砕物を大部分は東山麓に、一部は西側の那珂川上流部に堆積させている。溶岩ドームの中央火口（直径100m）の内外には噴気孔が多いが、特に西斜面の二つの爆裂火口内では活発な噴気活動が続いている。有史後の噴火はすべて爆発型で泥流を生じやすい。

#### 2 噴火活動

最近1万年間は茶臼岳の活動が続いており、約11000年前～6000年前までの5000年間に、それぞれに降下火砕物・火砕流・厚い溶岩流を噴出する3回の大きな活動があり、山体の大部分が形成された。

約6000年前以降は、数百年に1回程度の水蒸気爆発が発生していたが、約2600年前に比較的規模の大きな活動があり、山頂の火砕丘が形成された。その後、水蒸気爆発が繰り返される活動に戻ったが、1408年から1410年の活動によって、降下火砕物・火砕流が噴出し、さらに茶臼岳溶岩ドームが形成された。この後、小規模な水蒸気爆発が繰り返されている。

近年に那須岳付近地域では群発性の地震活動の発生があるが、火山活動との関係は認められていない。

### 第3 噴火警戒レベル

---

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

那須岳の噴火警戒レベルを次に示す。

〈噴火警戒レベル〉

種別	予報警報	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生し、火砕流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。又は大きな噴石が概ね4km程度の範囲に飛散する噴火が切迫、あるいは発生。</li> <li>【過去事例】1410年:ブルカノ式噴火発生、その後火砕流が約8km流下、泥流の発生</li> </ul>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火砕流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火、又は大きな噴石が概ね4km程度の範囲まで飛散するような噴火の発生が予想される。</li> <li>【過去事例】1408~1410年:水蒸気噴火が頻発</li> </ul>
警報	火口警報(火口周辺) 火口周辺警報 又は	火口から居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模噴火が発生し、山頂から概ね2.5km程度まで大きな噴石が飛散</li> <li>【過去事例】1881年:水蒸気噴火発生</li> <li>中規模噴火の発生が予想される。</li> <li>【過去事例】事例なし</li> </ul>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模噴火が発生し、山頂から概ね1.5km程度まで大きな噴石が飛散(ごく小規模噴火含む)</li> <li>【過去事例】1953年,1960年,1963年:水蒸気噴火発生</li> <li>小規模噴火の発生が予想される。</li> <li>【過去事例】事例なし</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。</li> </ul>

(令和3年12月)

## 第2節 火山災害予防計画

### 第1 火山防災協議会

---

那須岳において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、那須岳火山防災協議会が設置されている。

村は、関係市町村として協議等に参加するとともに、避難計画等に基づき、噴火警戒レベルに対応して入山規制等の具体的な対応について検討する。

また、関係機関相互の意見交換や情報共有により、火山噴火時等に迅速な情報連絡が行えるよう備える。

### 第2 住民、登山者、観光客等に対する周知・啓発

---

村は、防災マップ等により火山災害の危険性及び異常現象を発見した場合の通報義務について周知・啓発を行う。

また、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届等の提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスについて周知・啓発を図る。

### 第3 防災訓練等への参加

---

村は、火山防災協議会等が行う防災訓練に参加し、情報連絡、入山規制等の実践的な体制を整備する。

## 第3節 火山災害応急対策

### 第1 活動体制

---

村は、気象庁の発表する噴火警報（火口周辺）により、噴火警戒レベルが2（火口周辺規制）又は3（入山規制）に引き上げられた場合、配備検討会議を開催し、村の体制を定める。

### 第2 噴火警報等の伝達

---

#### 1 噴火警報等の発表

気象庁が発表する噴火警報等の主な種類は、次のとおりである。

##### (1) 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

##### (2) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

##### (3) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・ このほか、社会的な影響が大きく噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合  
※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

##### (4) 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(5) 降灰予報

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

(6) 火山ガス予報

居住地に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(7) その他の情報等

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

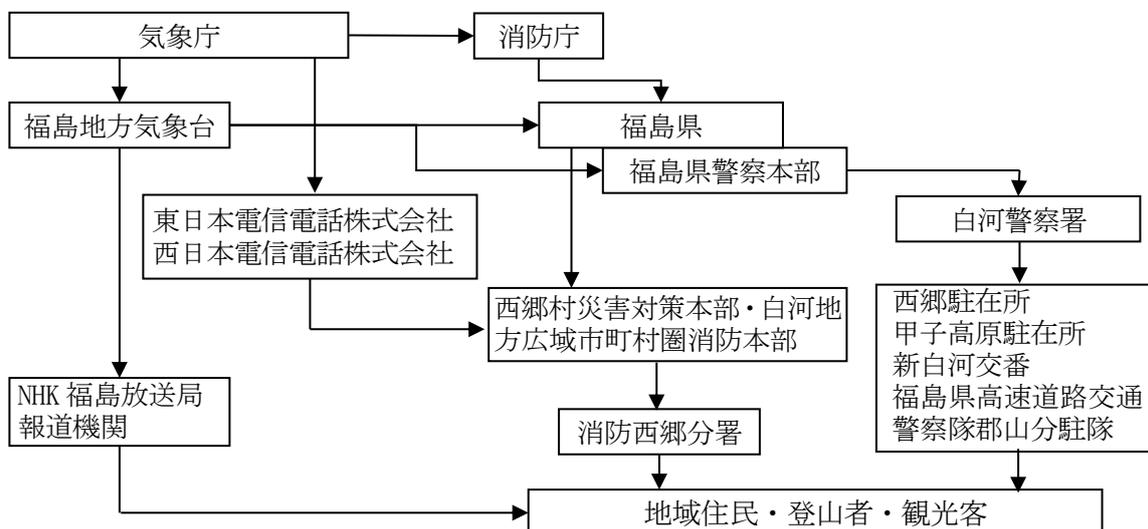
ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに周知するために発表する。

2 噴火警報等の伝達

噴火警報等の伝達経路は、次のとおりである。

村は、災害情報伝達システム、広報車、SNS、ホームページ等により噴火情報を伝達する。



## 第3 災害情報の収集、伝達

### 1 災害情報の収集

村は、次の情報を収集する。

(収集する情報)

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ① 人的被害及び住居被害の状況     | ② 要救助者の確認        |
| ③ 住民、登山者、観光客等の避難の状況 | ④ 噴火規模及び火山活動の状況  |
| ⑤ 被害の範囲等            | ⑥ 避難道路及び交通の確保の状況 |
| ⑦ その他必要と認める事項       |                  |

### 2 災害情報の伝達

村は、火山の現象、避難に関する情報等について、SNS等を用いて登山客、観光客等へ伝達する。

## 第4 入山規制

村は、避難計画に基づき、関係機関と連携して危険範囲方面の入山規制を実施する。規制地点には、情報板及び柵等を設置するとともに、SNS、ホームページ、宿泊施設等を通じて登山者への登山自粛を要請する。

また、県は、登山道入口の県道に規制予告の情報板を設置する。

噴火警戒レベルに応じた規制地点は、概ね次のとおりである。

(入山規制地点)

噴火警戒レベル	規制範囲	規制地点
3	入山第3次規制(山頂から半径2.5km程度内)	21. 前岳、29. 白河高原スキー場跡登山口
4・5	入山第4次規制(山頂から半径4km程度～)	29. 白河高原スキー場跡登山口、35. 青少年自然の家登山口、36. 堀川登山口、52. 甲子大橋登山口、53. 甲子温泉登山口

※規制地点の位置等の詳細は、避難計画を参照のこと。

## 第5 降灰対策

### 1 降灰予報の伝達

村は、村域に降灰が予想される場合は、住民等に気象庁が発表する降灰予報を伝達し、外出の抑制、注意喚起等呼びかける。

### 2 降灰状況の把握

村は、降灰があった場合は、降灰状況を把握する。

### 3 火山灰の除去

火山灰の除去に関する対応は、次のとおりとする。

#### (1) 火山灰の除去

民有地内に堆積した火山灰は、土地の所有者又は管理者が除去することを原則とする。

村は、火山灰袋の配布、仮置場の設置、臨時の収集等を実施する。

(2) 道路上の火山灰の除去

道路に堆積した火山灰は、道路管理者が除去、収集・運搬を行う。

(3) 火山灰の処理

村は、県等の関係機関と協議の上、火山灰の運搬、埋立等の処理を実施する。

**4 住民が実施する自衛措置**

住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。